

令和 5 年度
狛江市基本計画推進委員会提言書

狛江市基本計画推進委員会
令和 5 年 9 月

目 次

1. はじめに	1
2. 外部評価の位置付け	2
3. 委員会活動内容	3
4. 評価対象分野及び施策の選定	4
5. 本論	
評価対象施策A 地域コミュニティ活動の活性化	10
評価対象施策B 地域の防犯体制の充実	12
評価対象施策C 地域で暮らすための生活支援	14
SDGsに対する評価	16
6. おわりに	19
7. 狛江市基本計画推進委員会委員名簿	20
8. 参考資料	
市民アンケート調査概要	21
市民アンケート調査結果	22
関係例規	25

1.はじめに

狛江市の外部評価は、平成 23 年度に導入され、平成 25 年 3 月に策定された狛江市後期基本計画（計画期間：平成 25～31 年度）においても、より効果的な評価となるよう手法や制度を改めながら、狛江市外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）にて実施されてきた。令和 2 年 3 月に狛江市前期基本計画（以下、「基本計画」という。）が新たに策定されたことに合わせ、その内容をより効果的なものとするべく、これまで外部評価を担ってきた外部評価委員会から、新たに狛江市基本計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、基本計画の推進を図るため、新たな評価方法が構築されたところである。

新たな評価方法では、従来の評価方法であった事務事業評価から施策評価とし、総合的・大局的に成果を捉え、行政活動の本質的な改善を図ること、また基本計画で掲げる施策指標の推移や、市民アンケート¹による施策の満足度・期待値の結果等の客観的データも活用しながら実効性のある見直しとなるよう行政評価を行うとともに、今後の施策・事務事業へ反映していくため、提言内容については、市民目線という部分を意識しつつ、狛江市が検討すべき事項が明確となるよう、極力、分かりやすい記述に努めたところである。

また、評価の視点としては、第 4 次基本構想に掲げるまちづくりの視点である「市民参加・市民協働の視点」、「狛江らしさの視点」、質の高い行政運営のための「経営的な視点」に加え、新たに「SDGs の視点」を取り入れ、持続可能な行政運営に向けた提言としたところである。

今年度の外部評価は、これらの点を重視した評価方法に基づき実施したものである。狛江市におかれては、今後の更なる市の発展のため、本提言を真摯に受け止め、施策展開や各取組等に見直しに活用する中で、常に市民の立場に立ち行政運営に尽力いただくことを期待したい。

1 狛江市において毎年 4 月に実施している市民の各施策における満足度及び市の取組に対する期待値を調査するアンケート（21 ページ参考資料「市民アンケート調査概要」参照）

2.外部評価の位置付け

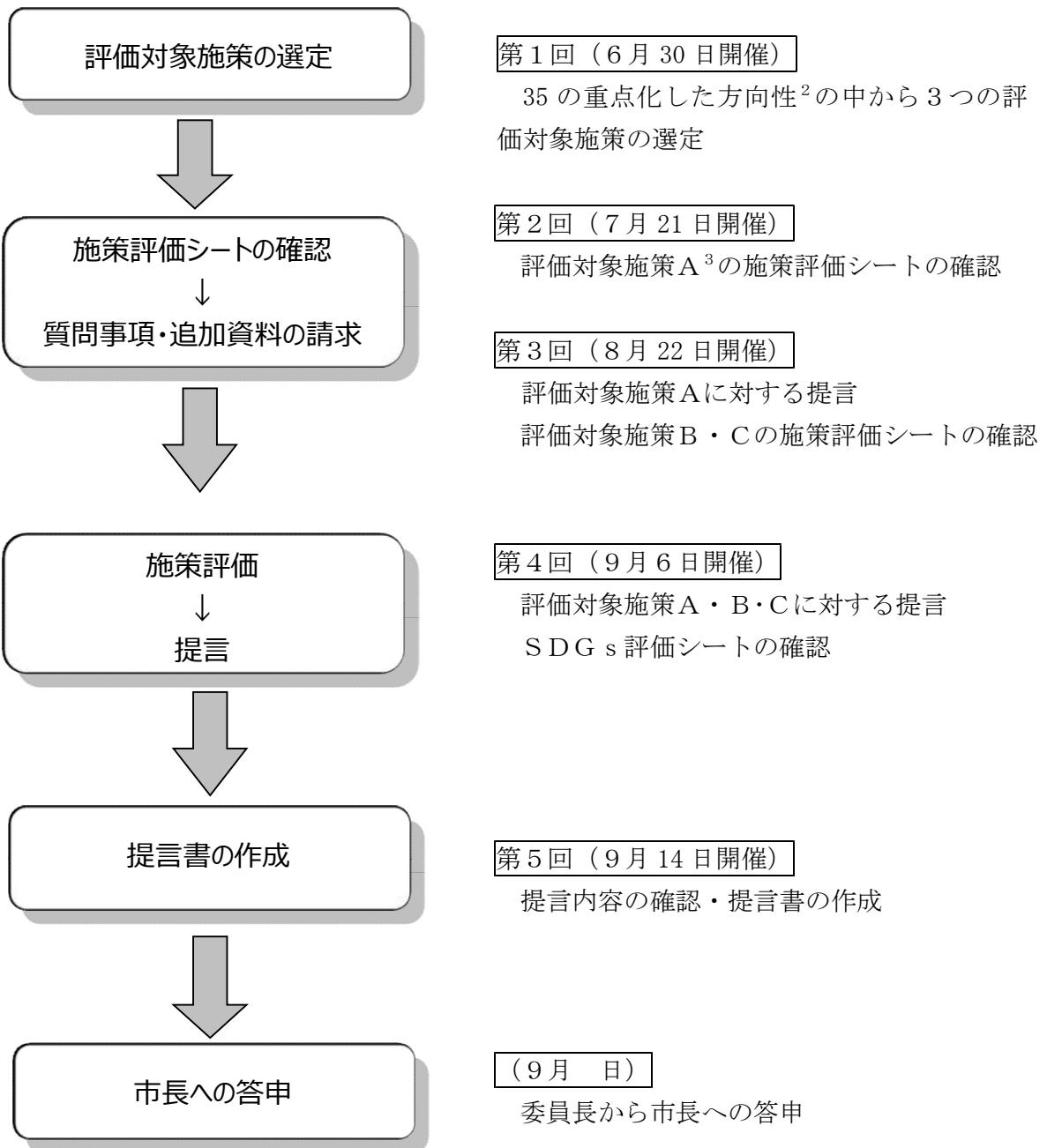
狛江市では、基本計画の推進に向けて市が行った行政活動について、投入コストや得られた成果等を様々な視点から評価することにより、課題を抽出し、次年度以降の予算編成や事業等の見直しに活用することで、行政活動の改善と市政の透明性を確保するために行政評価を実施している。

また、将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、狛江市第6次行財政改革大綱の中で行政自らが評価する「内部評価」と市民側の視点から評価する「外部評価」の2種類の行政評価を通じて、質の高い行政運営を推進していくこととしている。

委員会においては、更なる基本計画の推進を図ることを目的として、市長からの諮問に基づき、基本計画に位置付けられている施策について評価・提言を行うものである。



3.委員会活動内容

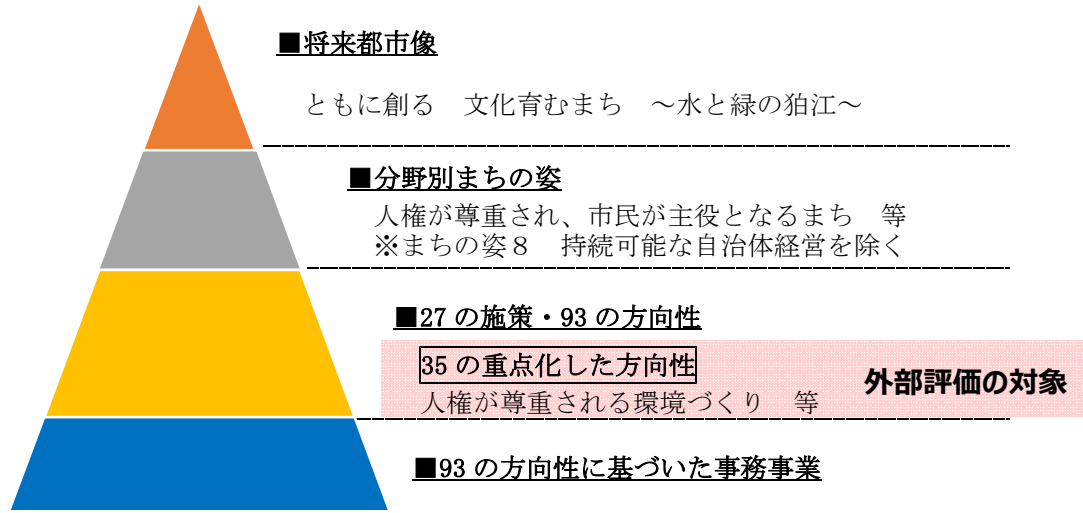


2 35の重点化した方向性については、4～6ページ参照

3 評価対象施策A～Cについては、7ページ参照

4. 評価対象分野及び施策の選定

令和5年度の委員会では、基本計画において位置付けている35の重点化した方向性のうち、まちの姿8 持続可能な自治体経営の重点化した方向性と令和3年度及び令和4年度に外部評価を実施した方向性及び教育委員会で評価を実施した方向性を除いた方向性の中から、以下の3つの重点化した方向性を評価対象施策として選定した。それぞれの評価対象施策の詳細な選定理由については、8・9ページに記載している。



(1) 35の重点化した方向性

まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち	
施策1-① 平和の希求・人権の尊重	方向性2 人権が尊重される環境づくり
施策1-② 市民参加・市民協働の推進	方向性1 まちづくりに参加しやすい仕組みづくり 方向性3 市民活動支援センター(こまえくぼ1234)を中心とした市民活動の活性化
施策1-③ 市政情報の共有	方向性1 発信力の強化・双方向による共有 <input checked="" type="checkbox"/>
まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち	
施策2-① 防災体制の充実	方向性1 自助・共助活動の促進 方向性2 防災機能の強化 方向性3 風水害に対する備えの強化 <input checked="" type="checkbox"/>
施策2-② 防犯対策の強化	方向性2 地域の防犯体制の充実
まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち	
施策3-① 魅力の創出・向上・発信	方向性2 魅力の向上
施策3-② 地域コミュニティ・都市間交流の推進	

	方向性1 地域コミュニティ活動の活性化
	施策3-③ 商工業の振興
	方向性1 市内消費の拡大及び商業の活性化 済
	施策3-④ 都市農業の推進
	方向性1 ブランド力の向上
まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち	
	施策4-① 地域社会で支える子育て
	方向性1 地域の中でゆるくつながる仕組みづくり
	方向性2 地域で支え合う子ども・子育て支援 済
	施策4-② 子どもの居場所づくりと成長の支援
	方向性1 放課後の活動場所の充実
	施策4-③ 妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援
	方向性1 切れ目のない支援体制の確立 済
	方向性3 子育て家庭への支援の充実
	方向性4 保育環境の充実
	施策4-④ 学校教育の充実
	方向性1 生きる力をはぐくむ教育の充実 教
まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち	
	施策5-① 地域共生社会づくりの推進
	方向性1 地域で支え合う仕組みづくり 済
	方向性2 分野横断的な相談支援体制の構築
	方向性3 多職種連携による包括的な支援
	方向性4 社会参加・生きがいづくりの推進
	施策5-② 健康づくりの推進
	方向性1 健康意識の向上と支援
	施策5-③ 高齢者への支援
	方向性2 地域で暮らすための生活支援
	施策5-④ 障がい者への支援
	方向性1 地域で暮らし続けるための環境整備
	施策5-⑤ 生活困窮者への支援
	方向性3 子どもの貧困の連鎖の防止 済
まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち	
	施策6-① 地域における学びの充実
	方向性1 学びの環境づくり
	施策6-② 芸術文化・スポーツの振興
	方向性2 芸術文化活動の推進
	施策6-③ 歴史への理解と継承
	方向性1 歴史の継承と文化財の保存 済
まちの姿7 自然を大切に、快適に暮らせるまち	
	施策7-① 水と緑の快適空間づくり

	方向性1 緑の保全・創出 済
	方向性3 魅力的な公園の整備・維持管理
	施策7-④ 下水道機能の維持・向上
	方向性2 治水対策の推進
	施策7-⑤ 市街地整備の推進
	方向性2 適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保
	施策7-⑥ 道路・交通環境の充実
	方向性1 都市計画道路等の計画的な整備

済：令和3年度及び令和4年度の基本計画推進委員会にて、評価済みの方向性

教：教育委員会による第三者評価（市民を含む。）を外部評価として位置づけている方向性

(2) 令和5年度外部評価として選定した方向性

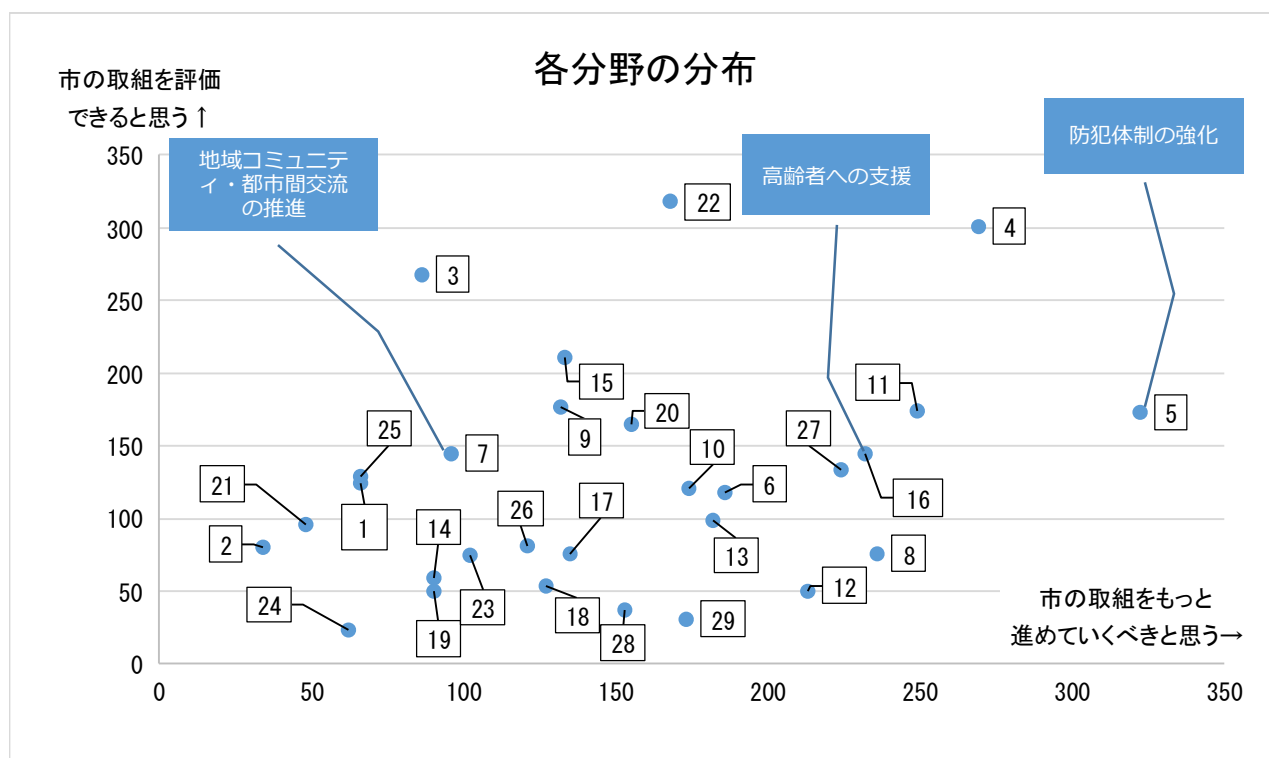
分野別のまちの姿	対象施策（重点化した方向性）	所管部	所管課
まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち	地域コミュニティ活動の活性化	企画財政部	政策室
		市民生活部	地域活性課
まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち	地域の防犯体制の充実	総務部	安心安全課
		環境部	環境政策課
		都市建設部	まちづくり推進課
		教育部	学校教育課
			社会教育課
まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち	地域で暮らすための生活支援	福祉保健部	福祉政策課
			福祉相談課
			高齢障がい課

i 選定に当たっての主な考え方

以下に記載する3点を主な考え方として施策を選定した。

市民アンケートにおける市民の満足度・期待値の調査結果を参考とした選定

委員会の評価におけるポイントの一つに「市民目線による評価」が掲げられている点を踏まえ、狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書（以下、「市民アンケートの調査結果」という。）から市民の狛江市の施策に対する満足度及び期待値を整理し、分析を行い、基本計画に掲げる施策を選考したのち、今回の評価対象施策である重点化した方向性を選定した。



第4次基本構想に掲げる分野別まちの姿を参考とした選定

市民アンケートの調査結果における市民の狛江市の施策に対する満足度及び期待値を参考にしつつ、第4次基本構想に掲げるそれぞれの分野別のまちの姿から選定することで、選定分野のバランスを図った。

社会情勢等を踏まえた施策の選定

社会情勢の変化に伴う市民生活の変化、市民の関心事項等をもとに、施策の選定を行った。

ii 選定理由

■評価対象施策A

分野別のまちの姿	活気にあふれ、にぎわいのあるまち
担当課	政策室、地域活性課
施策（重点化した方向性）	地域コミュニティ活動の活性化

▼市民アンケートの調査結果では、施策「地域コミュニティ・都市間交流の推進」は満足度については9位だが、期待度が21位と低い順位となっている。地域コミュニティ活動は、市民にとって身近な問題であるため、地域コミュニティ活動の現状について確認し、今後のより良い取組につなげるため、「地域コミュニティ活動の活性化」を選定した。

■評価対象施策B

分野別のまちの姿	安心して暮らせる安全なまち
担当課	安心安全課、環境政策課、まちづくり推進課、学校教育課、社会教育課
施策（重点化した方向性）	地域の防犯体制の充実

▼市民アンケートの調査結果では、施策「防犯体制の強化」は期待度が1位であり、また、令和5年1月に発生した強盗殺人事件を受け、地域の防犯体制について、市民の関心が高まっているため、「地域の防犯体制の充実」を選定した。

■評価対象施策C

分野別のまちの姿	いつまでも健やかに暮らせるまち
担当課	福祉政策課、福祉相談課、高齢障がい課
施策（重点化した方向性）	地域で暮らすための生活支援

▼市民アンケートの調査結果では、施策「高齢者への支援」は満足度・期待値ともに比較的高いが、高齢化の進展とライフスタイル等の変化に伴うニーズの増加・多様化が進んでおり、複合的な地域生活課題について、対応が求められる施策である。本施策に係る取組の現状や今後の展望等について確認するため、「地域で暮らすための生活支援」を選定した。

5. 本論

委員会では、選定した評価対象施策ごとに、施策に係る取組内容、取組の成果、指標及び決算額を確認し、より良い取組となるよう、提言を行った。

■評価対象施策 A

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿 3	活気にあふれ、にぎわいのあるまち
施策 3 - ②	地域コミュニティ・都市間交流の推進
施策の方向性	地域コミュニティ活動の活性化
概要	<p>▶活動に参加するきっかけづくりや地域コミュニティ同士のつながり・交流を図るため、市民活動支援センター（こまえくぼ 1234）をはじめ、市民センターや地域・地区センター等において、情報や機会の提供を行っています。</p> <p>▶町会・自治会の未整備地区の解消に向けて、引き続き支援を続けるとともに、各団体の活動がこれまで以上に活発となるよう、補助制度の利用促進に努めます。また、町会・自治会連合会との連携により、各団体間の交流を促進するとともに、町会・自治会が抱える課題の解決に向けた取組を共に検討します。</p>
現状と課題	<p>▶コンパクトであるという市の特性から、市民同士の距離が近く、様々な地域コミュニティが存在しています。地域コミュニティについては、「地縁」を基盤とした町会・自治会のほか、防災・防犯、福祉、子育て、環境、まちづくり、芸術文化・スポーツ等の様々な分野による市民同士のつながりの中で、主体的かつ自発的な活動が行われています。今後もより一層、地域コミュニティ活動が幅広い世代の参加により、盛んに行われていくよう支援していく必要があります。</p> <p>▶東日本大震災以降、町会・自治会に代表される地域コミュニティの重要性が再認識されたことから、町会・自治会未整備地区における新たな町会・自治会の設立が続き、平成 31（2019）年 4 月時点では、狛江市には 31 の町会・自治会が存在しています。また、平成 27（2015）年度には、町会・自治会連合会が設立され、団体間の交流が盛んになっています。一方、各町会・自治会においては、加入率の停滞、担う役割の拡大による負担の増加、役員の高齢化・成り手不足といった課題もあります。</p>
担当部署	政策室、地域活性課
総括	<p>1 総括した成果・課題</p> <p><成果></p> <p>・ボランティアや市民活動を行っていない潜在的な活動層である人材を掘り起こすことを目的に、こまえくぼ 1234 フェスティバルを 2 回実施した。第 2 回では、会場を市民活動支援センターだけでなく、多くの市民が行き来するえきま広場も会場として活用したことで、2 会場で 2,588 人と多くの方にボランティアや市民活動について周知を図ることができたが、こまえくぼ 1234 の知名度はまだ低いいため、引き続きこまえくぼ 1234 の知名度向上のための取組を実施していく必要がある。また、市民活動支援センターの情報発信ツールとして、市民がより手軽に情報収集できる媒体である Twitter の公式アカウントを開発し、ボランティアや市民活動に関する情報を広く発信することができた。</p> <p><課題></p> <p>・コロナ禍によりオンラインを活用した新たな市民活動が浸透してきている現在において、その流れに乗り遅れないような柔軟な対応が今後の課題である。この課題を解決するためにも、講座やイベント等を実施する際には会場とオンラインの併用のできる限り常態化することや、幅広い年代が活用している LINE を情報発信ツールとして積極的に活用していく等の工夫が必要である。</p> <p>・コミュニティ活動活性化助成金の交付を通して、町会・自治会における地域のまちづくりや町会設立準備会の活動等を支援した。また、令和 4 年度は新規事業として講演会を実施し、町会・自治会が抱える様々な課題解決の機会を創出できた。しかしながら、町会・自治会加入率が減少しており、町会・自治会加入世帯を増やすことが当面の課題となっている。</p> <p>2 まちづくりの視点：狛江らしさを活かす（狛江らしさの視点）</p> <p>・狛江市の市民活動は、小さな団体が数多く存在するという特徴がある。こまえくぼ 1234 フェスティバルでは、市民活動支援センターが中心となり市内の各小・中学校 10 校のおやじの会や、その他多くの団体に協力を呼び掛け、子ども向けの遊びの広場の提供や、ワークショップ、市民活動体験等、多くの市民や市民活動団体が参加するイベントを開催することができた。</p> <p>・コンパクトな市域では団体同士の横の繋がりが大切であるが、団体向け講座においては、ただ座学をして終わりではなく、団体同士の情報共有や意見交換も行うなど交流を深める機会としている。また、コンパクトである市の特性から、町会・自治会会員内のみならず、町会・自治会間でも顔と顔の見える関係としての地域コミュニティを形成できるよう、町会・自治会連絡会を年に 2 回程度開催している。</p> <p>3 まちづくりの視点：お互いを認め支え合い、ともに創る（市民参加と市民協働の視点）</p> <p>・こまえくぼフェスティバルの一環として実施した狛江☆サミットについて、当事業は市と市民活動支援センターが共催で実施する事業であることから、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員 4 人及びこまえくぼ運営委員会委員 3 人の市民で狛江☆サミット実行委員会を組織した。実行委員会では、集客を増やすために参加者が興味を持ちそうな出演団体の検討や、市民活動の初心者向けに話ができる市民活動経験者の講師選任等について活発な意見交換を行った。</p> <p>・平成 28 年 2 月に設立された狛江市町会・自治会連合会では町会、自治会等相互の連絡を密にし、情報の共有を図り、諸問題の理解を深めると共に狛江市や東京都など行政機関との連絡調整を行い、「安心して暮らせる安全なまちづくり」の推進につとめ、地域社会の振興に寄与しているが、市は事務局を担っており、市と連合会が連携して地域コミュニティの活</p>

性化に尽力している。

4 まちづくりの視点:経営的な視点(最少経費・最大効果の確認)

・こまえくぼフェスティバルでは、3,000人という大人数の来場者に対して、市民活動団体による体験も含めた活動紹介や販売、ワークショップ、子どものフレンドパーク等の催しを、動画作成や情報誌の作成・配布等と比較して142千円と少額の経費により市民活動のPRを効果的に行うことができた。

・コミュニティ活動活性化助成金の交付を通して、20の町会・自治会に対して、町会・自治会におけるコミュニティ活動活性化を図る事業、町会設立準備会の活動や交通安全、防犯及び防災に関する事業等を支援し、地域のコミュニティ活動活性化に寄与した。情報発信の方法に関し、刊行物の発行を主とした取組から、時代に即した方法に転換していく必要がある。このほか、文化財の保管・展示場所の確保については、市が管理・所有している文化財の総体を把握し、狛江にふさわしい活用方法を考慮しつつ、具体的な検討に移る必要がある。

委員会からの提言

町会・自治会への加入及び活動について

町会・自治会は、町会・自治会連合会の設立や未整備地区の解消に向けて、新規設立が進んでいる。一方で、加入率の停滞、役員の役割の拡大による負担の増加、役員の高齢化、成り手不足といった課題がある。不動産事業者との協定による情報発信は、転入者等に加入を促す点で評価できる。コミュニティ活動活性化助成金は、町会活動を支援するだけでなく町会設立に向けた団体への支援につながっている点で評価できる。

町会・自治会未加入者向けの情報発信、子どもや高齢者など多世代が交流できる機会、地域の課題解決に向けた講演会や町会・自治会連合会等の交流・情報交換といった機会の提供や市民向けに町会・自治会連合会での会議の結果の公表等を実施していただきたい。さらに加入世帯の内訳や他市加入率の比較といった分析があると更に効果的な取組につながると考えられるため、加入世帯の内訳や他自治体の状況等の把握に努めていただきたい。

また、地域情報の発信方法として、回覧版などの従来の連絡方法から、LINEなどのICTを活用し、町会・自治会加入者にとって、手続の簡素化等につながる取組を町会・自治会加入率を引き上げるために実施していただきたい。

市民活動支援センターの取組について

市民活動支援センターは、市民活動に参加するきっかけづくりや地域における課題解決に取り組む市民及び市民公益活動団体の支援を行っている。市民が主体となった運営委員会の実施、活動したい市民をつなぐ仕組やイベント等のソフト事業の実施については評価できるが、知名度がまだまだ低いため、引き続き知名度向上のための取組を実施していく必要がある。

市民活動支援センターでのイベントが市域の狭い狛江市では、各分野における市民活動が市民同士の交流や課題の解決に向けた活動に参加するきっかけになるなど地域コミュニティ活動の活性化につながる可能性がある。各団体の活動が活発になるような活動の紹介や情報提供を進めていただきたい。更にフェスティバル等のイベント参加者や市民活動支援センター利用者等に対して、アンケート等の調査を実施することで意識の変化や行動につながったか等の成果指標とすることができると考えられるため、イベント参加者等にアンケート等の調査を実施し、市民活動や地域コミュニティへの参加者の増加に有効な分析としていただきたい。

■評価対象施策B

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿 2	安心して暮らせる安全なまち
施策 2 - ②	防犯対策の強化
施策の方向性	地域の防犯体制の充実
概要	<p>▶コンパクトな地域特性を活かした地域における見守り活動や安心安全パトロールについて、全市的に展開することで、地域のつながりをより一層深め、犯罪の更なる減少につなげていきます。また、市民同士のつながりを軸に、防犯活動の核となるような人材の育成も意識して取り組んでいきます。</p> <p>▶子ども・高齢者を狙った犯罪や、暗がりを生みやすい公園や空家等の対策等について、学校・福祉・環境・都市整備分野等と連携することで、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めていきます。</p>
現状と課題	▶市内の防犯カメラ設置に対する支援や、地域における見守り活動等を行っていますが、まちの死角や暗い道等、危険が及ぶ可能性のある箇所が完全に解消されたわけではありません。また、近年増加傾向にある空家等の問題について、地域の治安の悪化にもつながることが懸念されています。犯罪が発生しにくい環境を整備していくことで、犯罪の抑止力を高め、市民が安心して暮らせるまちをつくっていく必要があります。
担当部署	安心安全課、環境政策課、まちづくり推進課、学校教育課、社会教育課
総括	<p>1 総括した成果・課題</p> <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑法犯認知件数について、前年より増加してしまったものの、防犯講演会や防犯カメラの補助等、各種施策を推進したことで、防犯対策の強化につなげた。特殊詐欺被害の防止について、調布警察署、調布市と特殊詐欺対策の連携を図るとともに、調布警察署と連携した自動通話録音機の貸与事業を実施し、被害件数の減少につなげた。市内で1月に発生した強盗殺人事件を受けて、住宅等防犯対策補助金を令和5年4月1日から開始することを決定し、他自治体を参考に例規整備等の制度設計を行い準備を進め、犯罪の抑止に努めた。なお、本補助金は、事件翌日の令和5年1月20日からの遡及適用とした。 ・保護者や地域住民等のボランティア活動により、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、地域の防犯活動により子どもたちの安全が確保され、安心して暮らせる安全なまちに寄与することができ、通学路の防犯カメラの適切な維持管理により、犯罪が未然に防止されることにつながった。 ・令和5年3月1日現在の市内防犯カメラ設置台数は合計217台となった。（学校内・通学路100台、公園等13台、保育所・学童等13台、その他道路等91台。） <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等に認定していた10件の空家等所有者へ必要な措置を実施するよう助言・指導等を進めたことにより5件が改善された。空家等活用事業にも力を入れたが、市を介してのマッチングに繋がらないのが現状であり課題である。また、適正に管理されておらず、治安の悪化につながる恐れがある空き家、空き地等について、所有者・管理者への働きかけにより改善を図るとともに、公園内に防犯カメラを設置し、花いっぱいエリア事業やアドプト団体による公園の美化・景観を保つことにより、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めた。 <p>2 まちづくりの視点：狛江らしさを活かす（狛江らしさの視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狛江のコンパクトさという特性として、「市民同士の距離が近く、地域コミュニティの機能を高める」と基本構想に記載されているとおり、防犯協会と連携した青色パトロールについて、コロナ禍においては活動が制限されていたものの、現在は活動が徐々に戻りつつあり、地域コミュニティのつながりにより防犯対策を進めていただいている。また、コンパクトな地域特性を活かし、各学校の児童の保護者や近隣住民のボランティア活動により、全市的なパトロールにつながった。 ・狛江市の空家等は、市域の小さを活かし市内全域に空家等が点在していても苦情に対する早急な現地確認及び対応を実施することが出来、特定空家等候補の選定及び特定空家等の認定に繋げることが出来た。また、定期的に特定空家等候補及び特定空家等の現地を確認し、その時の状況に合わせて写真等で示しながら丁寧に所有者への指導・助言等を実施し、特定空家等・特定空家等候補の減少に繋がった。コンパクトで連携しやすい組織体制を活かし、環境部署や防災部署と連携することで、適正に管理されていない空き家、空き地等の円滑な改善に努めた。 <p>3 まちづくりの視点：お互いを認め支え合い、ともに創る（市民参加と市民協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市から見守り要望箇所をお知らせし、重点的にパトロールを実施してもらう等、防犯協会と連携したパトロールを実施することで、地域のつながりを強めた。 ・学校安全ボランティアや子どもかけこみ110番は、ボランティアに登録していただく市民により活動が成り立っており、市民参加により子どもたちの安全確保につながっている。 ・空家等として把握していない住宅について市民からの苦情を受け空家等であるか否かの確認をする際や、管理不全空家等の所有者に対して適切な管理の願う際に、目視だけでは判断できないことが少なくないため、近隣の住民へ聞き取りを実施することで協力を得ている。また、空家等対策推進協議会では市民委員2名を構成員としており、特定空家等候補の

選定や特定空家等認定等の認定等に意見をいただいている。また、状況により、市民団体や町会等から適正に管理されていない空き家、空き地等の情報提供を受けることで、その円滑な改善に努めた。

4 まちづくりの視点:経営的な視点(最少経費・最大効果の確認)

・青色防犯パトロールや自転車盗難対策チラシを配布した駅頭キャンペーン等、防犯協会の皆さんにボランティアで協力していただき、防犯対策を進めていただいている。パトロール代表者会議で犯罪に関する情報や注意箇所等について情報共有を行い、市全体での防犯に関する意識啓発等を図った。

・学校安全ボランティアに登録していただく方のボランティア保険や貸与するベスト等のみの費用により、児童の見守りや通学路のパトロールを実施することができている。

・特定空家等や管理不全の空家等を減らす施策は、法や条例に基づく助言・指導・勧告・命令が中心であり、職員の人件費以外の経費は少なく、費用対効果は高い。また、経費が必要となる空家等実態調査は5年に1度の事業であり、国補助金や都補助金を活用している。特定空家から解除され、景観等が改善されたことにより、犯罪が発生しにくい環境づくりに寄与することにつながった。

委員会からの提言

体感治安の向上について

令和5年1月に狛江市内で痛ましい強盗殺人事件が発生し、事件の報道等も多くなされたことにより、不安を感じている市民も多い。実際の刑法犯認知件数の削減にも気を配りつつ、市民の体感治安が上がるような取組が求められる。防犯については、市民の関心も高く、狛江市では従来より市民による活動が積極的に行われている。実際に市民が行っている防犯の取組を情報発信することにより、市民自らが市の安全を守っているという当事者意識が高まり、体感治安の向上にもつながるため、積極的に情報を発信いただきたい。各種防犯の取組により犯罪が抑止されたことに対しては、数字として明確に表れるものではないが、市民の体感治安の向上と犯罪の起きづらい環境づくりを推進していただきたい。

特殊詐欺対策・防犯カメラについて

特殊詐欺については、リアルタイムの情報を安心安全情報メール等で市民に向けて周知しているが、より多くの市民が情報を得られるようメール以外の周知方法を検討したり、情報内容についても、一人一人が注意できること等、受け手側の行動や意識啓発につながるような具体的な情報を発信していただきたい。

防犯カメラについては、市や町会等により設置が進み、設置台数も増加していることから、より効果的なカメラ設置につながるよう、市全体の防犯カメラ設置の考え方について整理し、設置方針の検討をしていただきたい。

公園・道路の防犯施策について

公園、道路等においては、人によって管理されている、人目があるという印象や状況が犯罪の抑止につながるため、市と市民が協働してそのような環境づくりを進めていくことが必要である。大きな規模の公園については、既に防犯カメラ設置等が進められているが、小規模な公園については入口が1つしかない等、構造上、人目が届きづらい箇所も見受けられる。犯罪は公園の規模や利用者数に関係なく発生する可能性があるため、小規模な公園に対しても防犯の取組を広げ、市全体の防犯力向上につなげていただきたい。特に小規模の公園や細い道の場合は、少しの樹木の繁茂や物陰でも、人目が遮られてしまうため、公園として利用できる状態かだけでなく、防犯という面でも市民が安心して使用できる公園等の環境づくりを進め、防犯担当部署以外の部署とも連携することにより市全体で防犯施策を進めていただきたい。

■評価対象施策C

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿5	いつまでも健やかに暮らせるまち
施策5-③	高齢者への支援
施策の方向性	地域で暮らすための生活支援
概要	<p>▶地域包括ケアシステムを推進するために、地域における包括的な相談支援体制や地域包括支援センターの体制の充実等、関係機関との連携の強化を図ることで、認知症高齢者や要介護者等を含めた全ての高齢者を支えるとともに、高齢者の保健事業と介護予防の取組の一体的な実施に向けて、地域の医療関係団体等と連携を図ることで、地域全体で高齢者を支え、必要な支援が切れ目のなく提供される仕組みの構築を図ります。また、ボランティア人材等の介護人材の確保に向けた取組や介護サービスの充実等を図ります。</p>
現状と課題	<p>▶地域包括支援センターの体制強化や介護支援専門員への支援、医療・介護を始めとした多職種連携の推進により、地域包括ケアシステムの構築が着実に進んでいるものの、一方で、高齢化の進展とライフスタイル等の変化に伴うニーズの増加・多様化が進んでおり、既存のシステムでは十分に対応できない部分も多く見られます。地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険制度の円滑な運営を進め、自立支援、介護予防、重度化防止の取組、ターミナルケア（終末期医療）の視点も含めた在宅医療と介護の連携の推進、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくり、住まいと介護サービス提供基盤の整備を継続して進める必要があります。特に認知症高齢者については、今後増加が見込まれることや、家族介護による心身の負担等が課題となっていることから、関係機関や地域と連携し、認知症高齢者とその家族への支援体制の構築が求められます。高齢者については、フレイル状態になりやすい傾向があり、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うため、一体的な実施の推進に取り組む必要があります。また、地域におけるボランティア人材等の介護人材の確保も課題となっています。</p> <p>▶高齢化率の高い地域やその近隣に見守りも兼ねた相談窓口を開設する等、地域の見守り体制の整備を進めていますが、高齢者の見守りについては、関係機関や地域団体、市民、事業者等が一体となって行う総合的な体制の構築が求められます。孤独死や虐待、セルフネグレクト等は依然として発生しており、その抑制と支援の充実に向けて、多職種連携のもとで効果的な取組を実施していく必要があります。</p>
担当部署	福祉政策課、福祉相談課、高齢障がい課
総括	<p>1 総括した成果・課題</p> <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者地域相談事業における見守り活動等や関係機関とのネットワーク構築を図ったことにより、高齢者や家族介護者が安心して相談できる体制を維持し、また虐待防止・見守りネットワーク事業における高齢者虐待防止の啓発、虐待対応時の多機関連携体制の構築を図ったことにより、高齢者や家族介護者が生活の困りごと等を解消し、地域で安心して生活できる環境整備に努めた。また、認知症連携会議、もの忘れ相談会、夜間の介護相談会といった認知症高齢者やその家族を対象とした事業の開催や認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座といった担い手の養成を行う事業の開催、その他に屋外型の認知症カフェを毎月開催し、あらゆる立場の方に参加していただける事業や通いの場を提供した。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、認知症サポーターがチームとなって認知症高齢者とその家族を支援する取組を強化する必要がある。 ・独居者への支援についても外出支援等の取組を実施しているが、新たな取組み等についても検討する必要がある。 <p>2 まちづくりの視点：狛江らしさを活かす（狛江らしさの視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狛江市ではケースワーカーに福祉専門職等が多く配置されており、市職員が専門的な相談支援スキルを活かしながら、地域包括支援センター等の支援関係機関と長年構築してきた顔の見える関係により、連携を図り、支援を必要とする方へのきめ細かい対応を行った。また、多職種連携研修会を開催することにより、多職種間の連携を深めるとともに課題共有を図るだけでなく、市内の医療・介護関係者及び慈恵医大第三病院（都指定：認知症疾患医療センター）と連携し、認知症初期集中支援チーム員も参加する認知症連携会議において、相談ケースへの助言等を貰うことで、適切な支援へと結びつけることができる等の狛江市の小さな市域だからこそ実現できる連携により職種を越えた支援を実施している。更に地域の医療及び介護に関する事業所情報を資源とした「医療・介護・地域資源マップ」の閲覧サイトを運営することで、利用者が求める情報を常時提供した。 ・今後の課題としては、複数存在している相談窓口等の周知拡大を現在関わっている支援者だけでなく、関係事業者等に広げ、ニーズに合った窓口適切につなげることが必要である。 <p>3 まちづくりの視点：お互いを認め支え合い、ともに創る（市民参加と市民協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内を中心とした医療及び介護関係者と連携し、ハイブリッド形式による多職種連携研修会を開催した。災害をテーマとし、災害時における課題共有や、各々が専門とする職種の立場としての意見交換を行うことで、多職種間の連携を深めることができた。また、認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座の開催や屋外型の認知症カフェを継続開催することで、認知症高齢者とその家族への支援体制を強化した。更に、福祉関係者に限らず高齢者虐待や生活課

題のある高齢者について、地域住民も気付き、相談してもらえるよう、相談窓口や相談して欲しい「気付き」の具体的事項を掲載したパンフレットを配布した。

・チームオレンジコーディネーターは認知症サポーターステップアップ講座修了者等を対象に、チームを結成し、活動に向けた促進をする役割を担っており、既に1チームが結成し、相談会等の活動を実施している。

・チームには、市民等が認知症サポーターとして関わっており、今後も更なる活動の拡大やチーム数の増加に向けた取組が必要である。

4 まちづくりの視点：経営的な視点(最少経費・最大効果の確認)

・経営的な視点として、認知症高齢者や虐待対応については、将来的な見込みみや件数等について、予想が困難である点や地域のあらゆる資源を活用する必要がある一方で、多職種連携会議等を契機とし、分野・職種を越えた連携を図り、日頃から情報提供や事業所での情報発信等により、事業周知の拡大や多方面からのアプローチを行い、事業参加者の増加や制度拡大へ向けた取組を実施している。

委員会からの提言

地域と連携した支援体制について

認知症高齢者については、今後増加が見込まれることや家族介護による心身の負担等が課題となっていることから、高齢者福祉に関わる関係機関や地域と連携した認知症高齢者とその家族への支援体制が求められる中で、医療も含めたチームでの認知症支援といった取組は評価できる。

また、チームオレンジの発足に向けたコーディネーターの取組は、認知症の人やその家族を支援する取組として高く評価でき、更に活動が効果的に機能するような支援とともに認知症サポーター等の担い手の養成や新たなチームオレンジの創設に向けた取組を推進し、地域で安心して暮らせる体制を構築していただきたい。

多職種連携について

高齢化の進展とライフスタイル等の変化に伴うニーズの増加・多様化が進んでいる中で医療・介護をはじめとした多職種連携の推進が重要である。

虐待防止に向けた医療・介護に関わる関係機関の会議、市内事業者向けの講演会や多職種連携の研修会は評価でき、より多くの医療・介護関係者が参加できるよう講演会、研修会の内容や実施回数を検討していただき、連携支援や連携強化に向けた取組を実施していただきたい。

高齢者の見守り体制について

高齢者の見守りについては、孤独死や虐待・セルフネグレクト等の抑制と支援の充実に向けて、効果的な取組を実施していく必要がある。

福祉、医療等の多職種の連携や課題の共有等により、既存の制度だけでは支援が不十分な人を把握し、アウトリーチも含めた相談支援や独居者に対する支援事業など狛江市の小さな市域を生かし、関係機関が一体となって見守りを行う体制を構築していただきたい。

■ SDG s に対する評価

SDG s 評価シート（一部抜粋）

	SDG s	目標	狛江市の関連施策
<p>取組 総括</p>	<p>貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>▶地域で支え合う仕組みづくり</p>
<p>取組 総括</p>	<p>すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>▶地域で支え合う仕組みづくり</p>
<p>取組 総括</p>	<p>住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>▶地域で支え合う仕組みづくり</p>

	SDGs	目標	狛江市の関連施策
	16	平和と公正をすべての人に	▶地域の防犯体制の充実
		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
取組総括	<p>・刑法犯認知件数について、前年より増加してしまっただけのもの、防犯講演会や防犯カメラの補助等、各種施策を推進したことで、防犯対策の強化につなげた。特殊詐欺被害の防止について、調布警察署、調布市と特殊詐欺対策の連携を図るとともに、調布警察署と連携した自動通話録音機の貸与事業を実施し、被害件数の減少につなげた。</p> <p>・特定空家等に認定していた10件の空家等所有者へ必要な措置を実施するよう助言・指導等を進めたことにより5件が改善された。適正に管理されておらず、治安の悪化につながる恐れがある空き家、空き地等について、所有者・管理者への働きかけにより改善を図るとともに、公園内に防犯カメラを設置し、花いっぱいエリア事業やアドプト団体による公園の美化・景観を保つことによりすることで、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めた。</p> <p>・保護者や地域住民等のボランティア活動により、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、地域の防犯活動により子どもたちの安全が確保され、安心して暮らせる安全なまちに寄与することができ、通学路の防犯カメラの適切な維持管理により、犯罪が未然に防止されることにつながった。</p> <p>・多職種連携研修会を開催し、多職種間の連携を深めるとともに、課題の共有を図り、市内の分野を越えた顔と顔の見える関係を築いている。</p>		
	SDGs	目標	狛江市の関連施策
	17	パートナーシップで目標を達成しよう	▶地域コミュニティ活動の活性化 ▶地域の防犯体制の充実 ▶地域で暮らすための生活支援
		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	
取組総括	<p>・地域コミュニティ活動の活性化として、コンパクトな市域では団体同士の横の繋がりが大切であるが、団体向け講座においては、ただ座学をして終わりではなく、団体同士の情報共有や意見交換も行うなど交流を深める機会としている。また、コンパクトである市の特性から、町会・自治会会員内のみならず、町会・自治会間でも顔と顔の見える関係としての地域コミュニティを形成できるよう、町会・自治会連絡会を年に2回程度開催している。</p> <p>・防犯体制の充実としては、狛江のコンパクトさという特性として、防犯協会と連携した青色パトロールについて、コロナ禍においては活動が制限されていたものの、現在は活動が徐々に戻りつつあり、地域コミュニティのつながりにより防犯対策を進めていただいている。また、コンパクトな地域特性を活かし、各学校の児童の保護者や近隣住民のボランティア活動により、全市的なパトロールにつながった。特殊詐欺被害の防止について、調布警察署、調布市と特殊詐欺対策の連携を図るとともに、調布警察署と連携した自動通話録音機の貸与事業を実施し、被害件数の減少につなげた。また、公園内に防犯カメラを設置し、花いっぱいエリア事業やアドプト団体による公園の美化・景観を保つことによりすることで、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めた。</p> <p>アドプト制度を活用することで、28団体が花苗等の植栽や美化活動など環境保全等に係る活動を担う等、市民参加及び市民協働を行いながら、緑の保全・創出に取り組んでいる。</p> <p>・地域で暮らすための生活支援として、狛江市ではケースワーカーに福祉専門職等が多く配置されており、市職員が専門的な相談支援スキルを活かしながら、地域包括支援センター等の支援関係機関と長年構築してきた顔の見える関係により、連携を図り、支援を必要とする方へのきめ細かい対応を行った。</p>		

委員会からの提言

1 SDG s の目標達成からの視点

SDG s の 17 目標それぞれは、SDG s 達成を目指す上での入口ではあるものの、目標達成の行動においては、常に全ての目標を一体的に扱う必要があり、2030 年の目標達成に向けて個別施策を組織横断的に連携し、統合的な取組を続けていただきたい。

2 SDG s の 17 ゴールと狛江市のSDG s への取組からの視点

SDG s は 17 のゴールより構成されており、基本計画においても各ゴールと各施策の関係を位置付けていただき、目標達成に向けて取組を進めていただいている。

町会・自治会活動などの地域コミュニティ活動の活性化のための取組を進めていただき自助・共助・公助の連携による地域の防犯体制の充実を図っていただきたい。また、高齢者が介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる取組や高齢者の健康寿命を延伸する取組を今回の施策評価の提言を踏まえ、自治体としてSDG s の達成に寄与できるよう引き続き実施していただきたい。

6.おわりに

昨年度に引き続き、基本計画の推進を図るため、委員全員が本制度の主旨を理解した上で積極的に意見交換を行い、本提言書の作成に至ったところである。

各施策における提言については先述のとおりであるが、新型コロナウイルス感染症は生活に多大な影響を及ぼし、市民ニーズも更に多様化していると考えられる。従来の公共サービスの提供手法だけでなく、経営的な視点や市民参加・市民協働の視点を念頭に置いた上で柔軟かつ分野横断的に施策を推進していただきたい。

また、少子高齢化が進むだけでなく、Society5.0などの新たな社会の流れに即した行政運営が必要となり、施策に係る取組についてもアウトカム指標の活用や政策目的を明確化した上で合理的根拠に基づくものとするEBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の視点が重要となり、課題及び手法をその都度整理し、検証を行う等、取組の改善のための見直しを行っていただき、着実かつ組織的な対応をしていただきたい。

最後に、市は当委員会の提言の内容を真摯に受け止め、第4次基本構想に掲げる市の将来都市像「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」実現のため、積極的に活用いただくとともに、まちづくりを推進していく上での一助になれば幸いである。

7. 狛江市基本計画推進委員会委員名簿

役職	選出区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	福島 康仁	日本大学法学部教授
副委員長	識見を有する者	上田 英司	認定特定非営利活動法人日本NPOセンター事務局次長
委員	学識経験者	村上 裕章	成城大学法学部教授
	公募市民	河内 広樹	
		佐藤 慶	
		佐藤 淳哉	
		名古屋 信夫	
		水谷 成江	
	市職員	高橋 良典	企画財政部長

(敬称略)

8. 参考資料

■ 市民アンケート調査概要

- ① 調査対象 住民基本台帳に登録されている市民のうち、令和5年4月1日現在で満18歳以上の者から無作為に抽出した2,500人
- ② 調査期間 令和5年4月12日から令和5年5月2日まで（21日間）
- ③ 調査方法 郵送配布、郵送回収・Web回答併用
- ④ 調査結果 回収数…1,069通（回収率42.8%）
- ⑤ 設問内容 調査票に記載された施策のうち、市の取組を評価できるもの、市の取組をもっと進めていくべき施策をそれぞれ5つ選択していただいた。

◇ 調査票

● 狛江市の取組に対する評価についてお聞きします。

問 34

1. 市の取組を評価できると思う施策を下記の施策一覧表の中から5個選択し、数字を記入してください。

	1つ目	2つ目	3つ目	4つ目	5つ目
市の取組を評価できると思う施策					

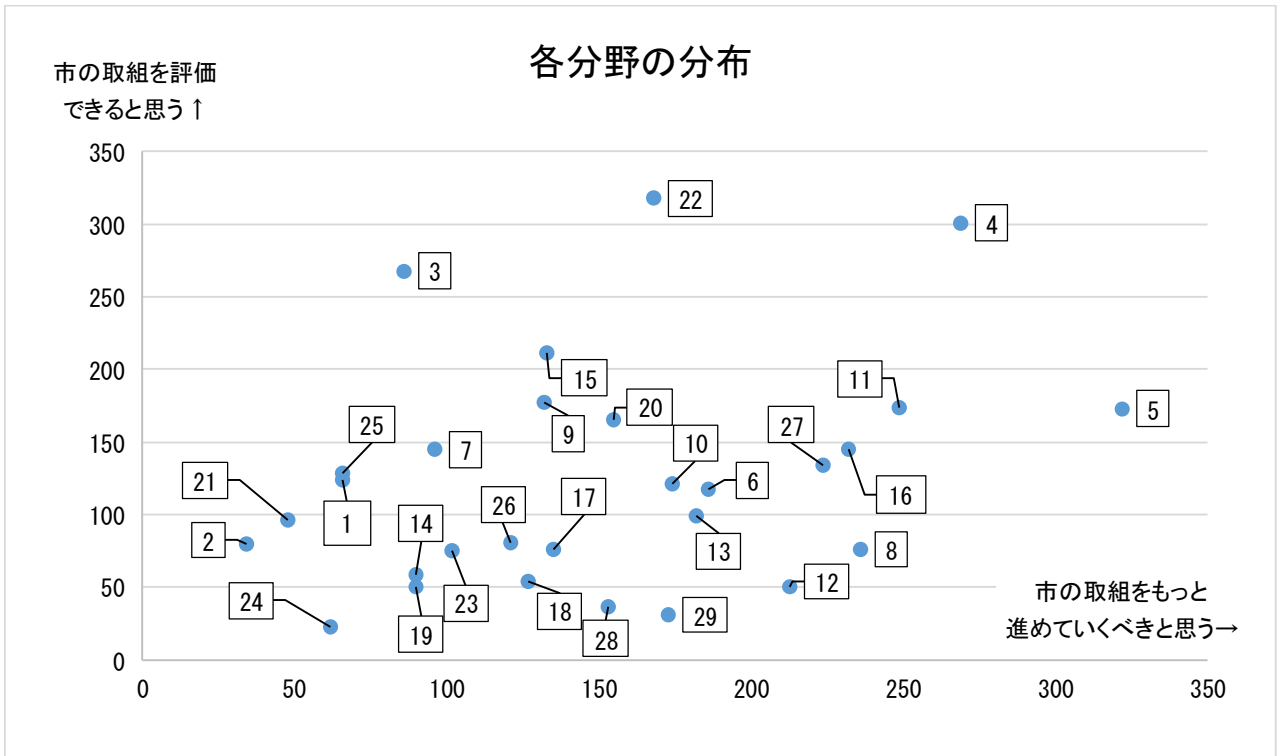
2. 市の取組をもっと進めていくべきと思う施策を下記の施策一覧表の中から5個選択し、数字を記入してください。

	1つ目	2つ目	3つ目	4つ目	5つ目
市の取組をもっと進めていくべきと思う施策					

施策一覧表	
① 平和の希求・人権の尊重	⑩ 高齢者への支援
② 市民参加・市民協働の推進	⑪ 障がい者への支援
③ 市政情報の共有	⑫ 生活困窮者への支援
④ 防災体制の充実	⑬ 地域における学びの充実
⑤ 防犯体制の強化	⑭ 芸術文化・スポーツの振興
⑥ 魅力の創出・向上・発信	⑮ 歴史への理解と継承
⑦ 地域コミュニティ・都市間交流の推進	⑯ 水と緑の快適空間づくり
⑧ 商工業の振興	⑰ 都市環境の確保
⑨ 都市農業の推進	⑱ 循環型社会の推進
⑩ 地域社会で支える子育て	⑲ 下水道機能の維持・向上
⑪ 子どもの居場所づくりと成長の支援	⑳ 市街地整備の推進
⑫ 妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援	㉑ 道路・交通環境の充実
⑬ 学校教育の充実	㉒ 質の高い行政運営の推進
⑭ 地域共生社会づくりの推進	㉓ 持続可能な財政運営の推進
⑮ 健康づくりの推進	㉔ 組織づくり・人材育成の推進

■ 市民アンケート調査結果

i) 各分野の満足度・期待値の分布

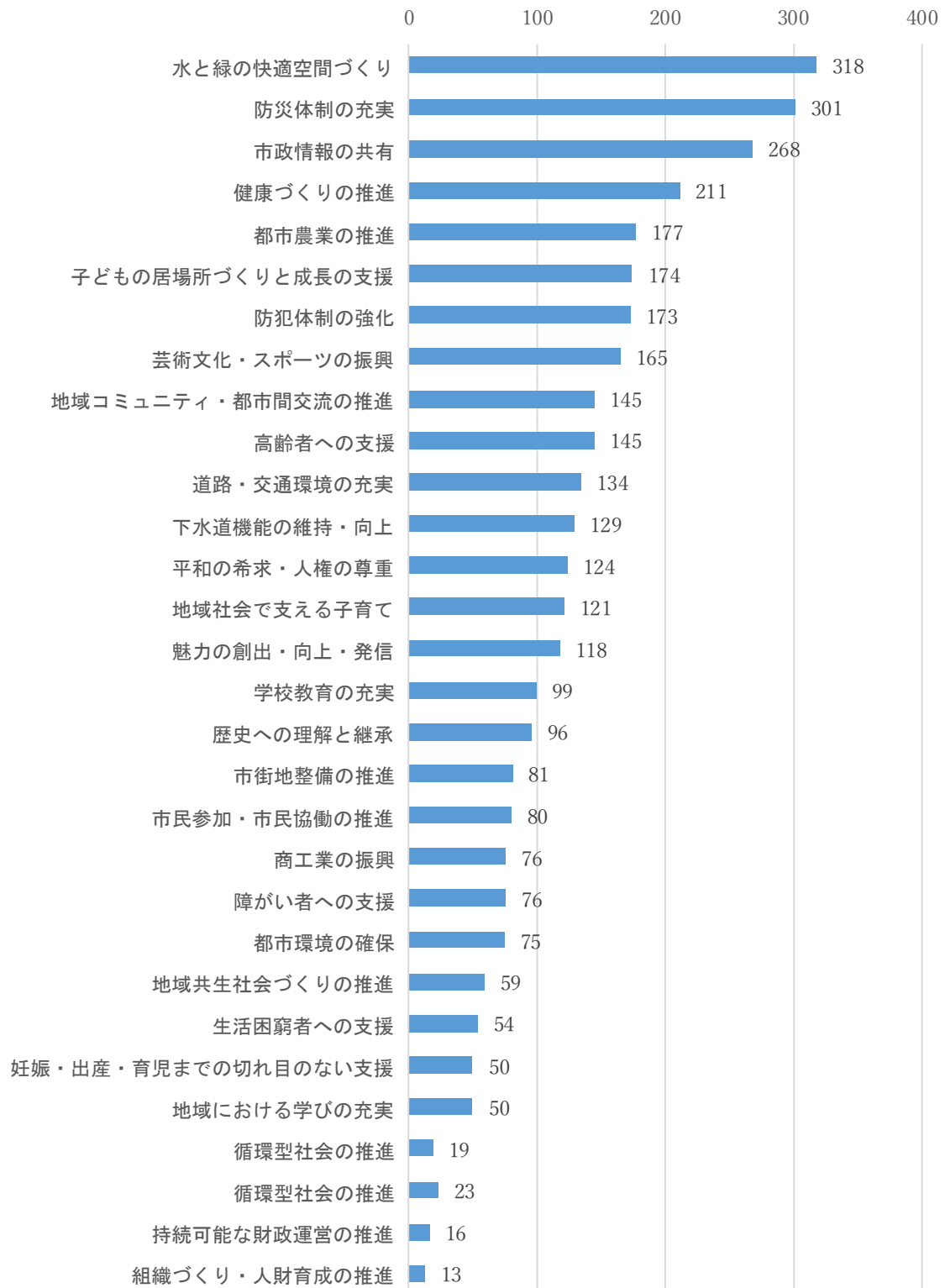


No.	施策	No.	施策	No.	施策
1	平和の希求・人権の尊重	11	子どもの居場所づくりと成長の支援	21	歴史への理解と継承
2	市民参加・市民協働の推進	12	妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援	22	水と緑の快適空間づくり
3	市政情報の共有	13	学校教育の充実	23	都市環境の確保
4	防災体制の充実	14	地域共生社会づくりの推進	24	循環型社会の推進
5	防犯体制の強化	15	健康づくりの推進	25	下水道機能の維持・向上
6	魅力の創出・向上・発信	16	高齢者への支援	26	市街地整備の推進
7	地域コミュニティ・都市間交流の推進	17	障がい者への支援	27	道路・交通環境の充実
8	商工業の振興	18	生活困窮者への支援	28	質の高い行政運営の推進
9	都市農業の推進	19	地域における学びの充実	29	持続可能な財政運営の推進
10	地域社会で支える子育て	20	芸術文化・スポーツの振興	30	組織づくり・人材育成の推進

※網掛け部分（No.28～No.30）については、まちの姿8（狛江市行財政改革大綱）の施策になるため、基本計画推進委員会の評価対象外とします。

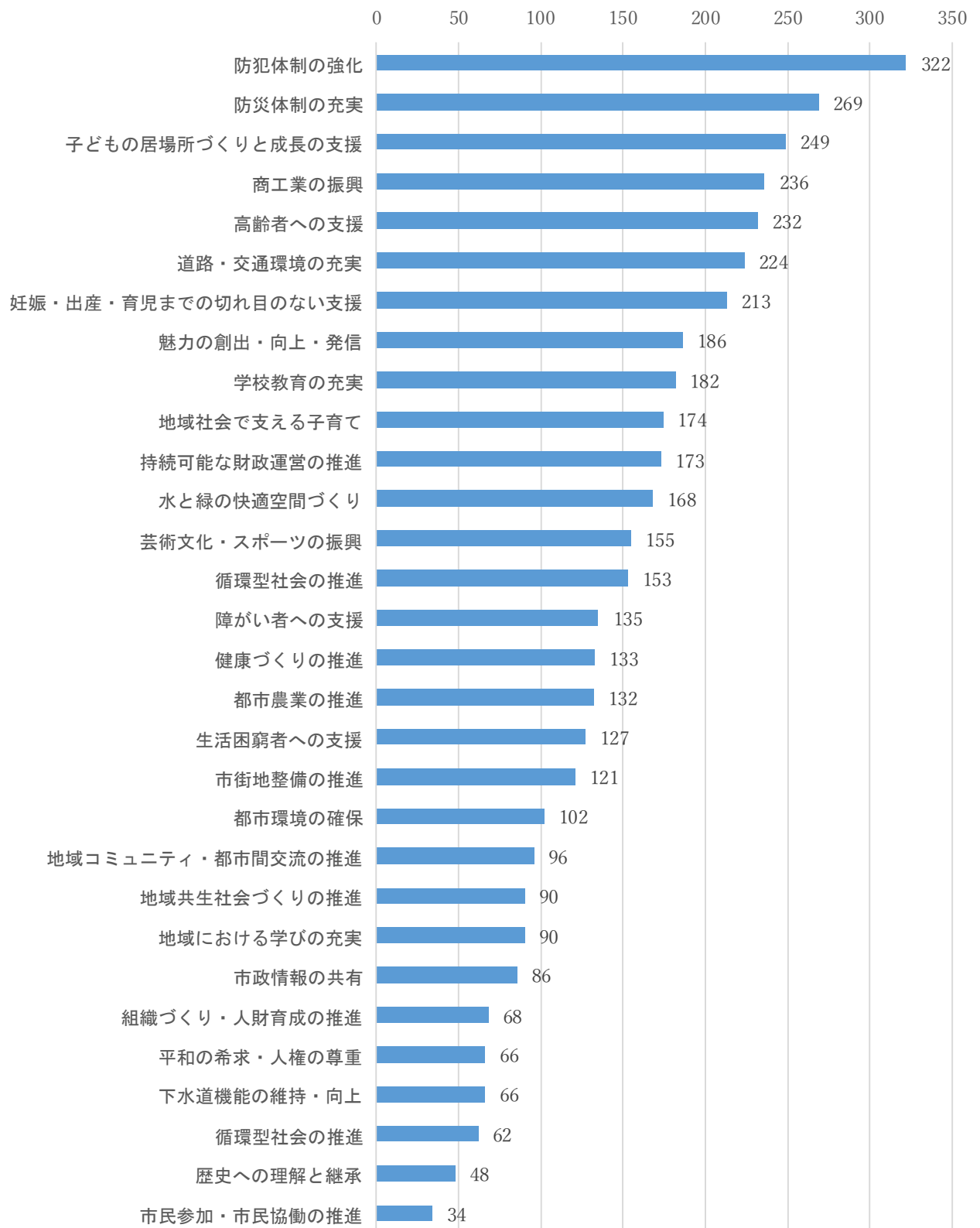
ii) 市の取組を評価できると思う施策（満足度）

市の取組を評価できると思う



iii) 市の取組をもっと進めていくべきと思う施策（期待値）

市の取組をもっと進めていくべきと思う



■ 関係例規

○狛江市附属機関の設置に関する条例

平成25年 3月29日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

2 執行機関は、前項に規定するもののほか、規則に定めるところにより臨時に、期間を定めて附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月27日条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月30日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	基本計画推進委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 (1) 基本計画の推進に関すること。 (2) 基本計画の進捗管理に関すること。 (3) その他市長が必要と認める事項

○狛江市基本計画推進委員会の運営に関する規則

令和3年3月31日規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）別表に規定する基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 公募市民 5人以内
- (4) 市職員 1人

(任期)

第3条 委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(狛江市外部評価委員会運営規則の廃止)

- 2 狛江市外部評価委員会運営規則（平成25年規則第16号）は、廃止する。